

国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会  
運営要領

1. 目的

2010年に策定された国際協力機構（JICA）環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の改定検討にあたり、必要な助言を行うことを目的とする。

2. 活動内容

以下の事項について、必要な助言を行う。

- (1) JICA 環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の実施状況を踏まえつつ、改定すべき項目の検討
- (2) JICA 環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の改定案に係る検討
- (3) その他理事長が諮問する事項

3. 構成

- (1) JICA 環境社会配慮ガイドラインに関する見識を有する学識経験者、NGO、経済団体（または企業）、政府関係者からの委員により構成する。委員会のメンバーは別紙のとおりとする。各委員は、その所属組織を代表するものではない。
- (2) 委員会には座長を一名置く。座長は会議を主宰し、議事を整理する。会議進行等は事務局が補佐する。座長がその職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長が指名する座長代理が、その職務を代行する。

4. 運営

- (1) 委員会の会合は、委員会の設置期間内に月次を目途に開催するものとする。具体的な日程は、委員会において随時決定する。
- (2) 委員会の議題は、委員会の前に事務局が提案し、委員からコメントを得て座長が決定する。

5. 議事録及び情報公開

- (1) 委員会は公開し、傍聴者は事前登録の上、参加を認める（委員の発言を優先するが、座長の判断で傍聴者の発言も認める）。
- (2) 委員会の会合は原則として公開で行うが、座長が認める場合は一部を非公開にすることができる。議事録は発言者名を明記し、逐語で作成する。本委員会の議事録及び配付資料は、公開が不相当と座長が認めるものを除き JICA のウェブサイトで公開する。

6. 事務局

委員会の事務・庶務は、JICA が行う。

以上